

W T O 農 業 交 渉 に 向 け て



# 国際農業・食料レター



2003年 **8** 月 (No.99)  
全国農業協同組合中央会

## 〈今月の話題〉

- ・ 2 国間合意案を発表した米国とEU
- ・ 地理的表示によるEUの農産品販売戦略

☆国際農業・食料レターのバックナンバーは、下記  
インターネットホームページをご覧ください。



< 「国際農業・食料レター」に関する問い合わせ先： J A 全中農政部W T O 対策室  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 - 8 - 3 ☎ 03-3245-7551 >  
インターネット・ホームページ： <http://www.zenchu-ja.org>

## ～ 2 国間合意案を発表した米国とEU～

### はじめに

前回のレターでは、カナダのモントリオールで開催されたWTOのミニ閣僚会議の直前の状況を報告したが、その後WTO農業交渉において大きな進展が見られた。8月13日に米国とEUが農業交渉モダリティについての共同提案を行ったのである。

前回のウルグアイラウンドにおいては、米国とEUの合意、いわゆるブレアハウス合意が交渉を決定付けるものとなったことは、周知の事実であるが、今回は交渉全体の透明性が増し、途上国をはじめとするWTOメンバー各国の発言力が増している中で、この米国・EU共同提案がそのまま、最終モダリティ案にならない可能性もまた増しているのかもしれない。

なによりも、後述するように今回の米国・EU提案の内容は両者が自国の農業あるいは農業政策への傷を最小限に抑えようとする一方で、両者以外の国への配慮に欠け、偏った内容となっていることが多くの国々から鋭い批判を受けている。

わが国の立場からしても、特に市場アクセスの分野については決して受け入れられない内容となっている。

WTO事務局としては、9月10日～14日にメキシコのカンクンで行われる第5回WTO閣僚会議でのモダリティ確立に向けて、8月25、26日のWTOの一般委員会でカンクンでの閣僚宣言案を確立したいとしている。交渉の行方が予断を許さない状況ではあるが、現時点（8月20日現在）でのWTO農業交渉の現状を分析する。

### 1. モントリオールミニ閣僚会議前後の動き

モントリオールでのWTOミニ閣僚会議を前にした7月16日から18日にかけて行われたWTO農業委員会特別会合の舞台裏で米国とEUが共同提案の作成にむけて実質的な協議に入ったことは、前回レターにおいて報告したところである。

この協議は翌週も継続的に行われ、そしてミニ閣僚会議の直前の週末には、EUのフィッシャー農業担当委員、ラミー通商担当委員がワシントン入りし、27日にはゼーリック通商代表の自宅に招かれて打ち合わせが行われたと伝えられているが、両国間の緊密な関係がうかがい知れるエピソードである。

そして、ミニ閣僚会議の前日、7月28日にEUのフィッシャー農業担当委員はワシントンDCで講演を行い、ドーハラウンドの成功のためには、カンクンの閣僚会議に向け

て米国とEUが相互の立場を理解し、双方の違いに橋渡しをするために最大限の努力を行う必要があることを強調した。そして、米国とEUの立場にはそうした橋渡しが不可能なほどの大きな差異がないことを示唆している。懸案の市場アクセス分野においてはウルグアイラウンド方式の優位性を主張する一方で、(他国に存在する) 高関税についてはこれを別途削減する必要性についても触れ、この時点で、米国とEUの間で関税に上限を設定することについてコンセンサスができていていることを示唆している。

また、モントリオールのミニ閣僚会議においては、EUと米国がそれぞれの立場から提案を行ったと伝えられている。

例えば、EUは交渉の土台として3種類の考え方を提示している。一つ目は国内支持についての60%の削減、輸出補助金については50%削減+途上国の関心品目についての完全撤廃、市場アクセスについては平均36%、最低15%削減のUR方式となっている。第2提案は国内支持、輸出補助金は同様に、市場アクセスについては平均36%、最低15%削減のUR方式に加えTRQの拡大。3つ目の提案は国内支持、輸出補助金は同様に、市場アクセスについては、輸入品目を3分の1ずつ三つの帯に分け、一つの帯は15%未満の関税引き下げ、残りの二つはより高い削減率を適用するというもの。

一方、米国はスイス方式とUR方式のブレンド+100%の関税の上限を主張していたと伝えられる。また、米国の通商代表は記者会見の席で、関税の上限については100%、150%あるいは200%と発言している。

いずれにしても、米国とEUは8月中旬をめどに農業交渉についての共同提案を取りまとめるべく、集中的な協議を継続していく事を表明し、参加した各国からは留保条件付ながらも、両国の努力を支持し、交渉を見守って行きたい旨の姿勢が示されたと伝えられている。

## 2. 発表された米国・EU共同提案

このように世界中が注目する中、8月13日に、米国とEUの共同提案が発表された。提案の主な内容は以下の通りである。

### 「国内支持」

- 最も貿易歪曲的な国内支持を「」%から「」%の範囲で削減する。
- 一定の面積、生産あるいは家畜の頭数について支払われ、基準となる生産水準の85%以下の生産について行われる直接支払いは、農業生産額の5%を超えない範囲で用いることができる。
- デミニミスの「」を削減する。

## 「市場アクセス」

- 関税削減に適用される方式は、以下のようなブレード方式とする。
  - (1) 「」%の（品目の）関税率は平均で「」%、最低で「」削減する。これらの輸入に関しセンシティブ品目の市場アクセスの増進は関税削減又は関税割当の組み合わせにより実施するものとする。
  - (2) 「」%の（品目の）関税率は係数「」のスイス方式による。
  - (3) 「」%の（品目の）関税率は無税とする。
- 「」%の上限を超える関税率については、加盟国は、当該上限にまで削減するか、又は関税割当を含むリクエストオファーの過程を通じて効果的な追加的市場アクセスを確保することとする。
- 農業に係る特別セーフガード（SSG）の活用については引き続き交渉の対象とする。
- 農業に係る特別セーフガード（SSM）については、途上国が利用するため、輸入に関しセンシティブな品目について確立する。

## 「輸出補助金」

- 途上国の特別の利益に係る物品に対する輸出補助金を「」年間で撤廃。
- 残る品目について、加盟国は輸出補助金の予算及び数量の許容範囲の削減を約束。
- 輸出信用に関しては、途上国の特別な利益に係る物品とそれ以外の物品に分け、異なるレベルで貿易歪曲的要素を撤廃あるいは削減。
- 食糧援助の実施を通じて商業的取引が排除される事態を防ぐための規律に合意。

## 「その他」

- 輸出国貿易企業に対しては輸出独占権の廃止及び特別な金融上の特権の禁止を含む規律ならびに価格設定に係る規律の確立。
- 途上国のための特別かつ異なる待遇（S&D）に関しては、ルール及び規律が大幅に食料輸出が超過している食料純輸出国のために調整される必要がある。

## 3. 提案の特徴

米国・EUの共同提案が具体的数字が含まれておらず、また交渉内容全般をカバーするものでもなく、評価を難しくしている面がある。しかし、そうした不明な部分を別にしても以下のような特徴が見て取れるのではないか。

### (1) 国内支持

黄色の政策の削減を打ち出す一方で、新たな青の基準を設定。そしてこの新たな青の基準の上限を農業生産額の5%を超えない範囲としている。この「農業生産額の5%」という妙に具体的な数字は従前からの米国提案に含まれている数字と合致する。以前のレターでも紹介しているがこの基準によれば、米国は現行の国内補助金を一切カットする必要はないのである。一方、EU側の影響はAMSの削減率如何によるが、今回のCAP改革で補助金の多くを緑（あるいは新しい青かもしれない）に移管させることが決まっており、実質的な傷は生じないのではと推測される。

### (2) 市場アクセス

ブレンド方式のどの枠にどれだけの品目が含まれるかが不明な中で、影響を図るのは難しいが、もともと関税率の低い米国にとっては影響が少ないと推測される。EUは相対的に米国よりも影響は大きいと考えられるが、センシティブ品目についてはUR方式で対応できるようにしてあることが推測される。また、関税の上限については米国発言の上限（200%）であればほとんど影響はないと見られる。

### (3) 輸出補助金

撤廃対象となる途上国の関心品目いかんであるが、そもそも輸出補助金を出しているのは主に米国とEUであり、両国が協調しながら削減する分には少なくとも両者間のバランスは崩れる事はない。

以上のように交渉の3本柱については、米国とEUは両者への影響を最小限に抑えようとしている事が見られる一方で、4本目の柱である非貿易的関心事項の扱いがはっきりせず、また、例えば市場アクセスについては、相対的に高い関税を保持する食料純輸入国には実質的なアクセス拡大を求め、また、S&Dではブラジルやアルゼンチンを途上国の特別扱いからはずそうとし、また、輸出国貿易企業であるオーストラリアの小麦輸出ボードの解体を狙うなど、自国の問題に比べ他国の問題への取り扱いが相対的に厳しいものとなっている。

## 4. 共同提案に関する各国の反応

上に触れたようにWTOメンバー各国の注目を一身に受けて発表された共同提案であったが、実際に提出されて見ると、途上国を中心に厳しい非難が浴びせられている。

こうした動きの代表的な例としては、ブラジル、アルゼンチン、中国、インド、メキ

シコ、フィリピン、タイ等16カ国が共同で提出したモダリティ合意案であろう。

この提案では、米国・EU提案に盛り込まれた国内支持の「青の政策の維持または削減」に対して「撤廃」を打ち出し、また「緑の政策」については上限を設けることを打ち出し、市場アクセスについては、関税の上限を設定し、またTRQの拡大、枠内関税の撤廃をまた輸出補助金についても撤廃をうたっている。

さらにS&Dについては途上国間で差を設けず、市場アクセスについてはUR方式の削減のみで、関税の上限の設定、TRQの拡大については適用なしとしている。

さらにアフリカ諸国、中南米諸国も先進国には更なる厳しい削減をもとめる一方で、途上国については削減対象努力外となる戦略作物を自ら選択する権利を主張している。

一方で、わが国は、米国とEUの努力を評価する一方で、非貿易的関心事項を反映させる必要性や、関税の上限設定、TRQの拡大に反対を表明するペーパーを提出。韓国、台湾、スイス、リヒテンシュタイン、ブルガリア、アイスランドからなる食料純輸入国グループも同様のペーパーを提出している。

## 5. 今後の交渉の見通し

米国・EU共同提案により議論が収束に向かうかという期待とは裏腹に、現時点（8月20日現在）では、百論入り乱れ、全く先行きが見通せない状況となっている。

そうした混沌とした状況での現状分析は意味がないかもしれないが、「今回の米国・EUの共同提案は、あまりにも自国の都合を優先しすぎたため、第三国の反発を招き、混乱を生じさせている」といえるのではないか。

また、以前報告したように、アフリカ諸国が米国の綿花プログラムに対して強い非難を繰り返しており、途上国の米国の国内補助プログラムに対する攻撃矛先は収まりそうもない。

ある意味では、米国はそうした途上国からの反応を楽観しすぎていたのかもしれない。

一方で、米国とEUは従来姿勢への固執をやめ、真剣に交渉の前進を図ろうとしていることは紛れもない事実である。これに比べ、一部の途上国や輸出国の発言には交渉に真剣にコミットしていないのではないかと印象もぬぐえないようなものも見られる。

一方、わが国は交渉への真摯なコミットを表明する一方で、特に市場アクセスの分野では絶対に譲れない一線をすでに明確に表明している。

あるいは、現在の混沌はそのままカンクンに持ち越されるのかもしれないが、わが国政府の姿勢を支えるためにも関係一同の総力を挙げた協力が最も必要なときであるのは間違いない。

## ～地理的表示によるEUの農産品販売戦略～

### <EUによる地理的表示の位置付け>

EU（欧州連合）は、WTO（世界貿易機関）のDDA（ドーハ開発アジェンダ）における地理的表示（\*）問題を、TRIPs協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）と農業協定の協議の場で強く働きかける意向である。EUの目的は次の3点にある。

#### 1. 地理的表示のための多国間登録 ……（TRIPs協定）

地理的表示についての簡単で費用効果の高い国際登録制度を確立すること。

#### 2. 地理的表示保護の更なる拡大 ……（TRIPs協定）

ワインとスピリッツ（ぶどう酒と蒸留酒）のみならずチーズ、米、茶などの品目も原産地以外の他国の生産者が不当に利益を得ることを防ぐこと。例えば、米国の生産者がフランスを代表するブルーチーズの名を使って「ロックフォール風、米国製」と表示するだけでは販売できないようにするとともに、本来の商品ブランドの利益をきちんと守ること。

#### 3. EUの地理的表示農産品のための市場アクセスの確保 ……（農業協定）

EUの地理的表示農産物を保護するため、商品の原産地を誤認させるような不適正な商標を取り消すとともに、商標がまだ未登録のままの商品を登録するようWTO加盟国に要求すること。特に特許権等の権利を持たない者が使用している品目については、リストを策定し、誤解を招くような不正使用を禁止すること。

### \* 地理的表示（GIs：Geographical Indications）

商品の品質などが原産地の領域・土地に由来する場合に、その土地の原産であることを特定する表示をいう。例えば、フランス・ボルドー地方のボルドー・ワインやメキシコ・テキーラ州のテキーラなど。

WTOのTRIPs協定（Trade Related aspects of Intellectual Property rights Agreement：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）において、その保護が定められており、誤認・混同を生じさせる地理的表示の使用・商標登録が規制されるとともに、特に、ワイン、スピリッツについては、誤認・混合を生じない場合においても規制が行われる（国産ワインにボルドー風ワイン〇〇県産などと表示することを禁止する）こととされている。

WTOドーハ・ラウンドでは、「ワイン、スピリッツの地理的表示に関する多国間通報・登録制度の創設」について交渉が行われているが、これに加え、EUや一部開発途上国がワイン、スピリッツ以外の農産物への対象拡大を要求している。

## ＜地理的表示品目の絞り込み＞

欧州委員会は、去る7月18日、EU加盟15カ国に対して今年9月のメキシコ・カンクンで開催されるWTO閣僚会合における地理的表示の保護対象商品リストとして、ワイン・スピリッツ18品目、チーズ・ハムなど17品目の合計35品目を提示し、加盟国間で具体的な検討を始めた。現在もしくは、将来にわたってEU域外の世界中の国々において、商標を誤用・悪用され大きな損害を、被る恐れのある重要な品目を選び出された。

今回の35品目は、主としてEU加盟国の内のフランス、イタリア、スペイン、ポルトガルなどの南の地域から選ばれた。9月のWTO閣僚会合までに対象品目が追加されるなど修正がありうるとしているが、交渉対象品目をできるだけ絞り込んで成果を勝ち取ろうというEUの戦略は、域内の英国や北欧からも支持されている。

ちなみに、EU域内で既に地理的表示登録されている商品はおよそ4,800品目。内訳は、約4,200品目がワイン・スピリッツ、残りの約600品目がその他の食品となっており、これらを国別で見るとフランスが598品目、イタリアが420品目、スペインが123品目となっている。

### 【ワイン・スピリッツ（18品目）】

ボルドー、ブルゴーニュ、シャブリ、シャンパーニュ、キャンティ、コニャック、グラッパ、グラーブ、マラガ、マルサラ、マディラ、メドック、モーゼル、ポート、ライン、リオハ、ソーテルヌ、シェリー

### 【その他チーズ・ハムなどの食品（17品目）】

アシアゴ、ダナブルー、フォンティナ、ゴルゴンゾーラ、グラナ・パダノ、ジャンボン・デ・バイヨン、マンチェゴ、モッツァレラ・ディ・ブーファラ・カンパーナ、ヌシャテル、パーミジャーノ・レッジャーノ、ペコリノ・ロマーノ、プロシュート・ディ・パルマ、プロシュート・ディ・サンダニエル、プロシュート・トスカノ、レブロッション、ロックフォール、スティルトン

ただし、その後開催されたEUの地理的表示会合において、加盟国のギリシャ、フランス、ポルトガルおよび加盟予定国のポーランドから具体的品目の追加申請要求が出されたため、ギリシャ・チーズのフェタやフランス・ワインのボジョレーなどが追加候補にあがっており、メキシコ・カンクンのWTO閣僚会合に提出される最終品目リストは40品目程度になるものと見られている。

なお、上記のリストにある英国チーズのスティルトンとデンマーク・チーズのダナブルーは、EU域外の第三国ではそれほどの権利侵害は無いとしてリストから除外される見通しとなっている。また、チェダーやカマンベールなどは、もはや歴史的な原産地を

連想させず、広く世界的になじんだチーズの一般名なっておりリストの対象外である。

## 〈なぜ地理的表示（GIs）が重要なのか〉

地理的表示は、世界的に自由化の流れが加速する中で、生産者に付加価値を与え、経済的利益をもたらすものとなっている。フランスの地理的表示チーズは、通常のチーズよりも平均して1キログラム当たり2ユーロ（約270円）高値で売られている。イタリアの「トスカナ産」オリーブ油は、1998年に地理的表示を登録してからは20%の高値で売られている。

また、地理的表示農産品の多くが輸出されている。フランスの輸出用ワインの85%とEUの輸出用ウイスキー・ジンなどスピリット類の80%は、地理的表示登録済みである。地理的表示は、フランスにおける13万8千人の農業者とイタリアの30万人の従事者にとっての生命線と言っても過言ではない。

EUは、農産物貿易の一層自由化促進の観点から、地理的表示問題についてWTO加盟国との間で議論してきたが、このことは、農家に対する輸出補助金の削減を意味することにもなる。地理的表示戦略は、EUのCAP（共通農業政策）課題でもあり、国際的に量より質を重視していこうという考えである。

一方で、米国、オーストラリア、カナダ、アルゼンチンなどは、EUによる地理的表示戦略は農産物貿易の歪曲是正を遅らせるものとして反発を強めている。

もし国際市場において地理的表示の保護が十分でなかったならば、品質向上への投資や取り組み努力は無駄になるかもしれない。

さらに、EU域内の調査（1999年）によれば、40%の消費者が原産地保護付きの農産物について1割高くても購入する用意があると考えており、地理的表示についての評価は高い。

さらに、インド、パキスタン、スリランカ、タイ、ケニア、ジャマイカなどの多くの開発途上国は、地理的表示保護強化を求めてきた。これらの諸国は、「バスマティ」米（インド）、「セイロン」紅茶（スリランカ）、「ブルーマウンテン」コーヒー（ジャマイカ）、「ジャスミン」米（タイ）等の名称が多国籍企業により特許をとられるなどして、勝手に使用されることを恐れている。EUは、TRIPs協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）による恩恵がそれらの開発途上国に行き渡り、それらの諸国の要求が実現するよう手助けしている。

現在、世界中で最高の品質とされる「アンティグア・コーヒー」が中米のグアテマラで年間約2,720トン生産されているが、その約8倍強にあたる約22,700トンもの同じ名称のコーヒーが世界中で売られていると見られている。同様に、年間約1万トンの「ダー

「ダージリン」紅茶がインドで生産されているが、その3倍の約3万トンもの「ダージリン」紅茶が世界中に出回っていると言われている。

## ＜海賊版とも言えるラベル表示との闘い＞

EUは、EUの原産地や伝統的な食品の名称を巧みに利用して食品を製造・販売する業者、いわゆる海賊行為を行うEU域外の業者と闘わねばならない。WTOルールがあるにはあるが実際の規制は困難である。

例えば、オーストラリアの業者がパイプを吹くスコットランド人を描いたラベルをウィスキー貼って売り出せば、消費者の多くはそのウィスキーを英国の「スコッチ・ウィスキー」と信じて購入してしまう。また、米国の生産者がスペイン特産のマンチェゴ・チーズを「マンチェゴ風」米国チーズとラベル表示して販売することはできないが、「米国製」と表示していれば「マンチェゴ風」チーズとラベル表示してもWTOルールに違反しない。この場合、消費者は明らかにスペインのものであると思う一方で、米国産のものであるという矛盾した情報を得る。もし「米国製」と言う記述が小さな文字でラベル表示されていたならば、消費者にはもっとわかりにくくなっているはずである。さらに、現行のWTOルールのもとでは、米国の生産者は誰でもスペイン原産のマンチェゴ・チーズと同じ名称で「米国製マンチェゴ」という商標で登録することができる。さらに、アルゼンチンの生産者は150以上のEUの地理的表示を商標登録しているという。

しかしながら、一方で、EU域内でも厄介な問題となった経緯があった。EU加盟国ギリシャの「フェタチーズ」である。ギリシャで6000年前から生産されていたと言われる伝統的なフェタチーズは、ヤギの乳を塩水で熟成させてつくる。一方、EU域内のデンマーク、ドイツ、フランスで大量につくられている同じ名前の「フェタチーズ」は、しばしば牛の乳からつくられている。特にデンマークでは「フェタチーズ」を年間2～3万トン生産し、主として中東向けに販売していたが、昨年、欧州委員会は、非ギリシャ産のチーズに「フェタ」の名称を表示することを禁止したため、デンマークなどではかなりの痛手を被ることとなった（新規則発行後5年以内に表示を修正するか、生産を中止せざるを得ない）。

さらに、開発途上国にとって利益の多い茶、米、絨毯、あるいは陶器のようなワイン・スピリッツ以外の商品も、商標が勝手に使われたりしている。

## ＜公正な自由貿易の発展に不可欠＞

地理的表示を保護することは、保護貿易主義にはあらず自由貿易のためになるとEUは主張する。今日、イタリアの「パルマ」ハムの生産者は、カナダにおいてはそのハムを販売する場合「N. 1ハム」という名称を使わなければならないうえ、メキシコにおいても、「パルマ」ハムとして販売することができない。そのせいで、イタリアの「パルマ」ハム生産者は、年間推定で350万ユーロ（約470百万円）もの損害をこの二国だけで被っていることになる。パルマハムの名称が付けられたのは古代ローマ時代のことで、イタリアでは約2千年間にわたって親しまれてきている。EUが最高のチーズとハムで勝負しようとしても、本場イタリアのパルマハムを「パルマ」ハムの名称で販売できないわけだから、同じ土俵にもあがれず競争にもならない。

このように、現行のWTOルールでは矛盾が生じている。第三国において商標として登録されたEUの地理的表示を勝手に非難できないのが現状である。「パルマ」ハムという名称が、TRIPs協定の実施前にカナダ国民によって登録されているので、本場イタリアの「パルマ」のハム生産者が、現状を変えるのはほとんど不可能に近い。訴訟を起こせば高価な訴訟費用を負担しなければならないし、カナダ国内で販売しようとするれば、本場のパルマハムのラベル「N. 1ハム」に張り替えなければならない。そのためカナダでの販売となれば、カナダで「パルマ」というラベル表示をされた品質の劣るカナダ製ハム製品との販売競争にさらされるという納得のいかない矛盾した状況が生まれてしまう。このことは、カナダにおいてのみならずメキシコ、アルゼンチン、その他数多くの国々見られる。

同様に、第三国では商標未登録の商品として一般的名称として取り扱われ、あるいはTRIPs協定発効以前から使用されてきた地理的表示は、特定の産地や名称を表示する必要もなくWTOルールの保護下にもない。したがって地理的表示が国際的に認知され評価されなければ、市場参入対する新たな意欲は生まれてこないであろう。

## ＜伝統ある多様な農業の共存のために＞

古代エジプトの煉瓦職人は、ピラミッドの建設につき込まれた煉瓦や石に原産地での抵抗運動を示していたと言われている。また、サソス・ワイン（ギリシャのマケドニア地域のサソス島から）は、古代ギリシャから高価なものの代名詞であった。パルメザンチーズといった地理的表示は、13世紀からのものであり、同様に、ワシントン・ポテトは19世紀からのものである。

さらに、バスマティ米、ロンジン茶、ジャミン米は、それぞれインド、中国、タイに

おける国の象徴のようなものである。特定のインド米である「バスマティ」米の特許が、米国の企業によって「テクスマティ」米、あるいは「テクスバスマティ」米という誤認を招くような類似した名称で売り出され痛手を被っている。インドにおける数多くの農家の生命線でもある「バスマティ」米がこうした類似品の市場への参入によって損害を被っている。インドはヒマラヤ山麓で収穫される「バスマティ」米の保護手段を講じたが、開発途上国における生物の多様性は、保護される必要がある。インド、エジプト、パキスタン、スリランカ、タイといった国々が地理的表示論争の最前線にいる理由は、ここにある。

一方、わが国では1995年のWTO設立の直後に、ワイン・スピリッツの地理的表示として長崎県の「壺岐」焼酎（麦焼酎）、熊本県の「球磨」焼酎（米焼酎）、沖縄県の「泡盛」（米焼酎）の焼酎乙類3銘柄が、WTOのルールのもとで国税庁によって指定され保護されているが限定的である。

ところで、財務省の貿易統計によれば、2001年のわが国の農産物貿易収支は、輸入額が4兆3千億円であるのに対し、輸出額は3千億円程度にとどまっている。その結果、農産物の貿易収支は、恒常的に大幅な赤字となっており、その額は1960年の5,600億円から2001年には約4兆円に拡大した。農産物の上位輸出品目を見ると、近年では、たばこ、アルコール飲料が上位を占めている。1980年頃には、果汁飲料やみかん缶詰が上位にランクされていた。その当時は、温州みかん産地の愛媛の農協連による中東向け「POM」ジュース（「POM」は地理的表示ではなく、商標）の輸出は、かなり旺盛であったが、「PUM」「BOM」「PAM」などの類似格安ブランドがアジア諸国から中東市場に出回り、国際競争力を失う原因のひとつになったと言われている。

わが国の国内市場では農産品にかかるブランドが数多く存在するが、EUが今回主張している地理的表示農産品に関連した商品も数多く出回っている。EUの地理的表示農産品の販売戦略は、今後のWTO交渉における知的所有権と農業分野での各国の利害関係に大きな影響を与えるものと思われ、波紋を呼びそうである。